

平成29年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第1日（平成29年 6月12日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

**議事日程**

日程第1 議席の指定及び一部変更

日程第2 審議期間の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 報告第 6号 専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）

報告第 7号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第 8号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第 9号 専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第10号 専決処分した事件の報告について（固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第11号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第12号 専決処分した事件の報告について（住宅使用料の債権放棄について）

報告第13号 専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）

議案第29号 平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について

議案第30号 平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第31号 土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 3 号 土佐清水市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 4 号 字の区域の設定、変更及び廃止並びに町の区域の変更について

議案第 3 5 号 債権の放棄について

議案第 3 6 号 債権の放棄について

議案第 3 7 号 負担付き贈与の受納について

同意案第 1 号 固定資産評価員の選任について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12 人

現在員数 12 人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12 人

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 甲 藤 眞 君 | 2 番 | 田 中 耕之郎 君 |
| 3 番 | 細 川 博 史 君 | 4 番 | 前 田 晃 君 |
| 5 番 | 浅 尾 公 厚 君 | 6 番 | 森 一 美 君 |
| 7 番 | 小 川 豊 治 君 | 8 番 | 西 原 強 志 君 |
| 9 番 | 永 野 裕 夫 君 | 10 番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 11 番 | 仲 田 強 君 | 12 番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 庶務係主事 | 江口 舞 君 |
| 主 幹 | 出口 直人 君 | 主 事 | 室津 裕也 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

#### 出席要求による出席者

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 市 長 | 泥谷 光信 君 | 副 市 長 | 磯脇 堂三 君 |
|-----|---------|-------|---------|

|                              |         |                     |         |
|------------------------------|---------|---------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長               | 横山 周次 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員心得  | 中山 優 君  |
| 企画財政課長                       | 横山 英幸 君 | 総務課長                | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長                       | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長               | 上原 由隆 君 |
| 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 | 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 |
| 市民課長                         | 中津 恵子 君 | 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 |
| まちづくり対策課長                    | 早川 聡 君  | 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長         | 二宮 眞弓 君 | 水道課長                | 楠目 生 君  |
| じんけん課長                       | 小松 高志 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 山本 弘子 君 |
| 収納推進課長                       | 田村 光浩 君 | 教 育 長               | 弘田 浩三 君 |
| 学校教育課長                       | 中津 健一 君 | 生涯学習課長              | 弘田 条 君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所 長 | 亀谷 幸則 君 | 選挙管理委員会<br>事務局 長    | 沖 比呂志 君 |
| 監査委員事務局長                     | 文野 喜文 君 |                     |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議席の指定及び一部変更」を議題といたします。

去る5月21日、市議会議員補欠選挙により新たにご当選になりました甲藤 眞君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読いたさせます。

（職員朗読）

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

なお、地方自治法第109条第9項及び委員会条例第7条の規定により、5月23日、甲藤眞君を産業厚生常任委員会委員及び予算決算常任委員会委員に選任しましたので報告いたします。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 永野裕夫君。

（議会運営委員会委員長 永野裕夫君登壇）

○議会運営委員会委員長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議題となっております6月会議の審議期間につきましては、6月5日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねてまいりました結果、本日から6月28日までの17日間と決しました。

審議期間中の日程といたしまして、本日は審議期間の決定、議案の上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。

また、6月19日は、議案に対する質疑及び一般質問を行い、6月20日及び21日は一般質問を行います。

6月22日は予算決算常任委員会を午前9時から、23日は午前9時から総務文教常任委員会を、午後2時から産業厚生常任委員会を開催、最終日6月28日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了いたしたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

6月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの17日間といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の審議期間は本日から6月28日までの17日間と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番甲藤 眞君、2番田中耕之郎君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 窪内研介君登壇)

○議会事務局長(窪内研介君) おはようございます。

3月会議以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会は各1回開催いたしました。

議会運営委員会は2回開催し、6月5日には6月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を1回開催し、5月1日に議会だより第101号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

4月12日、第130回高知県市議会議長会定期総会が高知市で開催され、議長、事務局長が出席。

4月14日、黒潮町議会正副議長が就任の挨拶のため来局し、正副議長が応対。

4月18日、平成29年度四国西南地域道路整備促進協議会総会が愛媛県愛南町で開催され、議長が出席。また、同日から25日まで、議会基本条例に基づく議会報告会を5回開催し、5日間の参加者は、延べ72人となっております。

4月21日、平成29年度土佐清水ジオパーク推進協議会総会が庁内で開催され、議長が出席。

4月26日、第79回四国市議会議長会定期総会が高松市で開催され、議長、事務局長が出席。

5月12日、宿毛市議会正副議長、5月15日、三原村議会正副議長が就任の挨拶のため来局し、正副議長が応対。

5月19日、道路整備促進期成同盟会全国協議会第38回通常総会、5月20日、関東幡多の会・第6回交流会が東京都で開催され、それぞれ議長が出席。

5月21日、新規日本ジオパーク申請プレゼンテーションが千葉県・幕張で開催され、議長が出席し、推進協議会メンバーとともにプレゼンテーションを行いました。

5月24日、全国市議会議長会第93回定期総会が東京都で開催され、議長、事務局長が出席。その席上、10年勤続議員として森 一美議員、小川豊治議員及び西原強志副議長が表彰されました。また、全国市議会議長会・産業経済委員会委員として、会務運営の功績により、永野裕夫前議長及び仲田 強議長にそれぞれ感謝状が贈られました。

5月31日、新任議員会議を実施。

6月8日、土佐清水市身体障害者連盟2017年度総会が社会福祉センターで、6月10日には、土佐清水市シルバー人材センター平成29年度定時総会が中央公民館で開催され、それぞれ議長が出席し、祝辞を述べました。

次に、地方自治法第221条第3項に規定する「法人の経営状況を説明する書類」が市長から提出されました。

5月29日、土佐清水市土地開発公社の平成28年度事業及び決算報告書並びに平成29年度事業収支計画書が、議長に提出されましたので、本日、皆さんに配付いたしました。

次に、休会中の議員派遣についてご報告いたします。

先ほど申し上げましたとおり4月18日から4月25日にかけて議会報告会に、各議員が派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

6月会議に提出されております案件は、報告第6号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）」から報告第13号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告8件及び議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第37号「負担付き贈与の受納について」までの議案9件並びに同意案第1号「固定資産評価員の選任について」の計18件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、人事異動についてであります。本年3月末で山下 毅議会事務局長が退職され、4月1日付の人事異動によりまして、その後任として、総務課から、私、窪内研介が配属となりましたので、改めてご報告申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（仲田 強君） 諸般の報告は終わりました。

日程第4、市長提出報告第6号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）」から報告第13号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告8件及び議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第37号「負担付き贈与の受納について」までの議案9件並びに同意案第1号「固定資産評価員の選任について」計18件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成29年土佐清水市議会定例会6月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）を初めとする議案等についてご説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さきの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から力強いご支援・ご支持を賜り、第17代土佐清水市長として、市政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。

その新たなスタートに当たり、まず1期4年間にわたる皆様方のご厚情に対し、衷心より感謝申し上げますとともに、これまでと変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

さて、今回の市長選においては、市民の皆様には1期4年間の成果や取り組み状況についてご説明した上で、これからの4年間の基本政策をまとめ、その公約の実現に向け、全力で取り組んでいくことをお約束したところです。

5つの基本政策のうち、まず、「子どもは宝」子育て・教育環境の充実につきましては、これまでの取り組みをさらに進め、現在、中学校卒業までになっております医療費無料化を高校卒業までに、また、第3子以降の保育料無料化を第2子以降にするなど、既存事業の拡充や学校給食実施に合わせ、地産地消や食育の取り組みを行い、ふるさと「土佐清水市」を誇りに思う心豊かな人間性を育むための取り組みを進めてまいります。

次に「若者は希望」についてであります。これまでも本市の基幹産業であります農林漁業・観光業の復興と若者の雇用対策に積極的に取り組んでまいりました。

現在、進められている竜串地域の再開発事業につきましては、今会議にも関連議案を提出しているところでございますが、国、県とも連携しながら、地域が元気になる最も効果的な事業展開を図ってまいります。

また、「土佐清水ワールド」を核とした地産外商の推進につきましては、地元食材の提供等に、本市の若い経営者や生産者たちが連携して取り組み、このたび7月12日に神戸・元町に「土佐清水ワールド」の4号店がオープンされる運びとなりました。さらに、7月26日には関東に初進出となる東京・上野店、来年6月には東京・新橋店が相次いでオープンする予定であり、「土佐清水ワールド幡多バル」についても、本年9月には東京・西新宿店、10月には高知・帯屋町店がオープン予定というスケジュールで進んでおり、今後もこれまで以上に「株式会社ワールド・ワン」との連携により、「土佐清水ワールド」を核とした地産外商を推進してまいります。

3点目の「お年寄りは誇り」につきましても、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける仕組みをつくるために、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進、介護予防拠点施設の整備を初め、いきいきサロンの活発化とボランティアスタッフの育成、さらには生活指導・相談・安否確認など共生型サービスの充実を図ります。

4点目の施策「命を守る」では、喫緊の課題である南海地震・津波対策のため、国・県の補助金はもとより、優良債を積極的に活用し、ハード整備を進めてまいりましたが、今後につきましても、防災拠点施設の活用や自主防災組織の充実強化を行うなど、命を守り、命をつなぐための防災対策を強力に進めてまいります。

そして最後に5点目の「絆は力」につきましては、市民の情報格差を是正するため、市内全域に光ファイバー提供エリアを拡大し、インターネット環境の整備を行ってまいります。そして、これまで以上に市役所と地域・市民とのきずなを深め、活気あふれる「まちづくり」を目指し、市民の皆様の声を市政に生かすよう職員が一丸となって取り組んでまいります。

こうした5つの基本政策をもとにして、具体的な公約を掲げ、あわせて、これまでの4年間の市政運営を市民の皆様にご評価していただいた結果が再選された要因であると考えており、進み始めた産業、観光振興の取り組み、過疎・少子高齢化への取り組みなどの流れを、とめることなく、さらに歩みを進めてほしいとの願いのあらわれであったと重く受けとめております。その期待に沿えるように、市民の皆様にお約束した公約は誠実に、着実に実行してまいります。

どうか、議員各位のご理解・ご協力を心よりお願い申し上げます。

さて、地域を盛り上げようと始まった下川口地区集落活動センターの取り組みの一環として、「下川口家の直販市」がゴールデンウィーク中の5月4日に下川口漁港で開催されました。実行委員会のメンバーは、この日のために何回も会を重ねながら準備を進め、当日は、時折、強い雨が降る中ではありましたが、下川口地区以外の方々や、また、連休中に帰省されていた方々にもたくさん訪れていただき、大盛況のイベントとなりました。用意した商品が早々に売り切れになる店も出るなど、出店された皆様からもうれしい悲鳴が出ておりました。この取り組みを契機にして、集落活動センター設立に向け、地域の皆様とともに、ますます地域が元気になる取り組みを推進してまいりたいと思います。

次に、土佐清水ジオパーク構想の日本ジオパーク認定についてであります。

4月に日本ジオパークネットワーク新規加盟申請書を提出し、5月21日に千葉市の幕張メッセでプレゼンテーションに臨みました。市長選挙のため、土佐清水ジオパーク推進協議会会長である私が出席できないという状況の中、副会長である仲田議長を中心に、ジオパーク推進協議会のメンバーが、ジオパークにおける活動内容や本市の魅力を最大限に伝えアピールをしたところですが、今回は認定が見送られ、現地審査に進むことができず、残念な結果となりま

した。

この結果を真摯に受けとめながらも、指摘された課題や助言について再度整理・検証を行い、6月16日には推進協議会臨時総会を開催し、経過を報告した上で、改めて認定に向けて取り組みを強めてまいります。

ご承知のとおり、日本ジオパーク認定には、地域が一体となった取り組みが必要不可欠でありますので、議員各位を初め市民の皆様にもぜひ、認定に向けた取り組みにさらなるご支援、ご協力をお願いいたします。

続いて、「全国防災キャラバン2017 in 土佐清水市」についてご報告いたします。

NHK厚生文化事業団では、全国どこでも起きる可能性のある災害、特に高齢者・障害者・子供など「災害弱者」の命をどう守るのか。インクルーシブ防災の考えに沿って、命を守るノウハウを全国で蓄積し、普及させることを目的に「防災キャラバン」を全国で初めて開催します。

今回、その取り組みのモデル地区として、高知県土佐清水市を最初に選んでいただきましたが、その概要は、「一人の犠牲者も出さない世界に誇れる土佐清水市を！」というテーマを掲げ、小学校から高校までの防災教育と地域の防災計画を融合させ、地域全体の防災力を高めるといふものです。

このキャラバンにつきましては、慶應義塾大学大木聖子准教授の主宰する大木聖子研究室が定期的にサポートして、地域住民を初め高齢者・障害者の声を取り入れながら、いざというときに役立つ力を身につける、その取り組みを「防災キャラバン第1回」として、全国のモデルとして発表するものです。

6月5日に市民文化会館で開催された「中高生で考える防災パネルディスカッション」の中でも、南海地震の被災状況を清水中学生が物語化した「防災小説」が発表されたところですが、このキャラバンが具体的に目指すものとして、小学校・中学校・高校においては、災害時に何が起こるかを考える「防災小説」の作成やパネルディスカッション、清水中学校を避難所にした運営訓練などを通じ、みずから考え行動する力を高めていくことを目指し、地域住民においては、防災アンケートや避難所訓練への参加などを通じて地域住民、特に高齢者・障害者と子供たちの連携を深め、いざというときに役立てることを目指していきます。

また、慶應義塾大学・大木聖子研究室は、地域の防災計画づくりに参加することで、ふだんの研究成果を実践し、真に役立つものに磨き上げるとともに、今後の研究に発展させることを目指し、さらにNHK厚生文化事業団は、成果をまとめて地域に広め、土佐清水市の取り組みを全国に紹介するとともに、今後、同様の防災キャラバンを全国各地域に合わせた形で展開することを目指していきます。

こうした役割分担を行いながら、「防災キャラバン in 土佐清水市」を通じて、災害時に全ての人の命を救う地域の力を育てたいと考えております。

ぜひ、市民の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成28年度の決算状況につきまして、ご報告させていただきます。一般会計の歳入総額116億2,641万円余り、歳出総額115億196万円余りで、翌年度繰越財源を除いた実質収支では4,280万円余りの黒字となっております。

特別会計では、国民健康保険事業におきまして、3,968万円余りの赤字決算となり、平成29年度予算からの繰上充用により対応いたしました。単年度収支では約3,500万円の黒字決算となりました。

次に、ご寄附の報告をさせていただきます。

土佐清水市連合婦人会様から「芸能大会」の収益金より、福祉に役立ててほしいと5万円のご寄附をいただきました。目的に沿って大切に使用させていただきます。

埼玉県在住の池知三省様から、土地約6,605平方メートルのご寄附をいただいたほか、市内天神町の日本キリスト改革派清水教会長 在珖様からは、児童福祉の向上に役立ててほしいと、電子オルガン1台を寄贈いただきました。

この場をおかりしまして厚く感謝申し上げます。

また、「ふるさと元気寄附金」といたしまして、平成28年度合計で延べ3,251名の方々から、昨年度の10倍にもなる4,012万円余りのご寄附をいただきました。この「ふるさと元気寄附金」につきましては、基金に積み立てしており、今後、目的に沿って有効に活用させていただきます。

この場をおかりいたしまして厚く感謝を申し上げます。

それでは、ご提案申し上げます各案件について、概要をご説明申し上げます。

報告第6号から報告第13号までは、専決処分した事件の報告についてであります。

報告第6号は土佐清水市議会議員補欠選挙の執行費用に係る平成29年度一般会計補正予算(第1号)525万円を、平成29年4月7日に専決処分した報告であります。

報告第7号から報告第11号につきましては、法改正等に伴う関連条例の改正につきまして専決処分をした報告であります。

報告第12号、13号につきましては、土佐清水市債権管理条例に基づく、債権放棄の専決処分についてであります。報告第12号の住宅使用料は平成29年3月27日付で、報告第13号の水道使用料は、平成29年3月31日付で、それぞれ債権放棄の専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議案第29号と議案第30号は、平成29年度予算に係る補正予算案であります。

一般会計補正予算（第2号）は、新たな三崎保育園や下川口保育園の関連予算1,559万3,000円など、子育て・教育環境の充実に計1,659万3,000円、地方創生推進交付金を活用し、メジカ産業の復興に向けた取り組みを推進する水産業振興事業費補助金に3,965万円など、基幹産業の復興と雇用対策関連予算で計4,065万円、下ノ加江地区防災拠点施設関連予算5,842万円など、南海地震・津波対策関連で計5,964万9,000円、コミュニティ助成事業交付金490万円、土佐清水市商店街等活性化事業費補助金117万6,000円など、活気あふれるまちづくりのための予算として、計729万9,000円を計上しております。

そのほかにも最終処分場単独災害復旧事業360万円などを含めまして、歳入歳出それぞれ合計1億3,049万1,000円を補正予算計上し、一般会計予算総額は107億7,574万1,000円となります。

特別会計では、介護保険特別会計補正予算（第1号）としまして、介護保険制度改正に係るシステム改修費270万円を補正計上しております。

議案第31号は、雇用保険法の改正に伴う条例の改正を行うものであります。

議案第32号は、児童福祉法の改正に伴う条例の改正を行うものであります。

議案第33号は、介護保険法施行規則の改正に伴う条例の改正を行うものであります。

議案第34号は、清水第三土地区画整理地域における、新たな区域の設定、変更及び廃止について、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号と議案第36号は、債権の放棄について議会の議決を求めるもので、議案第35号は市営住宅使用料、議案第36号は住宅新築資金についての債権放棄であります。

議案第37号は、高知県からの負担付き贈与の受納について、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意案第1号は、さきの人事異動に伴い、中山 優税務課長を、土佐清水市固定資産評価員に選任する同意案でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから小休とし全国市議会議長会議員表彰状及び感謝状の伝達式並びに去る4月1日付の人事異動について執行部から報告を求めたいと思います。

小休といたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時39分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第6号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）」及び議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

私から一般会計補正予算案につきまして、ご説明いたします。

まず、報告第6号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）」ご説明いたします。

当該補正予算は、去る5月21日に投開票が行われました土佐清水市議会議員補欠選挙の執行に係る経費につきまして4月7日付で専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の13ページをお開きください。

2款4項8目市議会議員選挙費、1節報酬、16万8,000円から7節賃金、96万3,000円までの合わせて230万1,000円は、投票管理者や投票立会人に対する報酬、選挙管理委員会開催に係る委員出務報酬のほか、事前準備を初め選挙事務などに係る職員手当、臨時賃金などを計上いたしました。

9節旅費1万8,000円から12節役務費、18万2,000円までの合わせて130万9,000円は選挙管理委員等に係る交通費のほか、事務用消耗品の購入費用、投票用紙、ポスターの印刷製本費、郵便料などの事務経費を計上いたしました。

13節委託料、80万円は、選挙ポスター掲示板の設置・管理・撤去業務に係る委託料を、16節原材料費41万4,000円は、ポスター掲示板152枚分を、19節負担金、補助及び交付金、42万6,000円は、選挙運動用はがきなどに要する費用を計上し、歳出全体で525万円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

12ページをお願いします。

当該補正予算の財源といたしまして、18款1項1目繰越金525万円を歳出予算額と同額を計上いたしました。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万円を追加し、歳入歳出予算の総額は、106億4,525万円となります。

以上で、報告第6号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いいたします。

2款1項7目企画振興費につきまして、19節負担金、補助及び交付金、553万9,000円のうち、コミュニティ助成事業交付金は、鍵掛地区の宮太鼓及びカラオケセット等の購入に対する交付金240万円と、長野地区のみこしの整備に対する交付金250万円の計490万円を計上しております。財源につきましては、全額自治総合センター交付金を見込んでおります。

次に、集落整備事業補助金63万9,000円は、下ノ段区長場の利便性の向上を図るため調理室及び和室の改修に要する経費の2分の1を補助するものであります。

12目がんばる地方推進費につきまして、19節負担金、補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援事業費補助金100万円は、本年7月で3年の任期満了を迎えます地域おこし協力隊1名の本市での起業に要する費用を補助するものであります。

3款1項7目介護保険対策費につきまして、28節繰出金、270万円は、制度改正に伴いシステム改修費用を介護保険特別会計に繰り出しするものであります。

3款2項4目保育所建設費につきまして、13節委託料、新三崎保育園設計・監理業務委託388万1,000円は、新下川口保育園新築工事の実施設計が完了し、設計金額が確定したことにより建築単価が当初計画に比べ大幅に増加したことにより新三崎保育園もこの新しい単価で事業費を見直しすることに伴い設計・監理業務委託料を追加補正するものであります。

15節工事請負費、778万6,000円及び18節備品購入費、392万6,000円につきましても、新清水保育園新築工事の設計金額確定に伴う事業費の増によりそれぞれ追加補正するものであります。

17ページをお願いいたします。

済みません、新下川口保育園新築工事の設計金額確定に伴う事業費の増によりそれぞれ追加補正するものであります。

17ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費につきまして、15節工事請負費、最終処分場単独災害復旧事業360万円は、5月12日から13日の豪雨により埋立処分施設の排水路等が被災したことにより災害復旧費を計上しています。財源につきましては、一般単独災害復旧事業債を見込んでいます。

5款2項3目鳥獣対策費につきまして、19節負担金、補助及び交付金、有害鳥獣被害対策協議会補助金22万4,000円は、箱わな・センサーカメラの購入、とめさし講習会の開催などに要する経費を補助するものであります。財源につきましては、事業費の2分の1を県が直接補助、残り2分の1を市が補助するものであります。

5款3項2目水産振興費につきまして、19節負担金、補助及び交付金、水産業振興事業費補助金3,965万円は、土佐清水ホールディングスが管理する冷凍保管施設における作業工程をライン化するために施設改修を行うハード事業に宗田節のブランド力強化による販売促進などのソフト事業を絡め、メジカ産業の再生と振興を図るものであります。財源につきましては、国庫補助金2分の1と過疎対策事業債を見込んでいます。詳細は予算審議における事業説明書1ページを参照ください。

次に、6款1項1目商工振興費につきまして、19節負担金、補助及び交付金、153万6,000円のうち商工業振興事業補助金36万円は、商工会議所が実施する市街地商店街の活性化に向けた取り組みを支援するものであります。土佐清水市商店街等活性化事業費補助金117万6,000円は、商店街とその周辺地域にジョン万次郎の生涯をモチーフにした壁絵の設置や各店舗にジョン万かるたのプレート掲示のほか、土曜夜市や天神バックストリートイルミネーションなどの既存イベントの拡充により観光客を商店街に呼び込み、にぎわいを創出するための取り組みに対し、中央商店街振興組合に補助を行うものであります。財源につきましては、県と市が補助対象経費の4分の1ずつを補助するものであります。詳細は予算審議における事業説明書2ページをご参照ください。

次に、3目観光振興費につきましては、当初予算に計上しております幡多広域観光協議会負担金事業が国の地方創生推進交付金に採択されたことに伴い、財源振替を行うものであります。

次に、18ページをお願いいたします。

8款1項3目非常備消防費につきまして18節備品購入費、122万9,000円は、大規模災害の発生に備え、下川口分団が集結する宗呂下コミュニティ消防センターへエンジンカッタ

一や投光器などの災害用機械器具一式を整備するものであります。財源につきましては、自治総合センター交付金100万円を見込んでおります。

6目災害対策費につきましては13節委託料、263万5,000円と15節工事請負費、5,578万5,000円の合わせて5,842万円は、下ノ加江地区防災拠点施設建設事業におきまして、地元要望で建物2階に避難スペースを確保したことによる建築面積の増、ボーリング調査結果に伴う基礎工事の工法変更、資材費・諸経費の高騰などにより、当初計画していた事業費が大幅に増となったことにより増額補正するものであります。

9款1項2目事務局費につきましては19節負担金、補助及び交付金、小学校休校記念事業補助金100万円は、今年度をもって清水小学校へ統合予定であります、中浜小学校の休校記念誌作成などに要する経費を補助するものであります。

9款2項3目学校建設費につきましては、現在施工中の清水小学校建設事業におきまして学童保育に係る施設整備部分も国・県の補助金の対象となったことにより財源振替を行うものであります。

次に、歳入について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

13款2項国庫補助金から14款2項県補助金までは、歳出予算の財源としまして、その補助率に基づき計上しております。

18款1項1目繰越金、401万6,000円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

19款4項1目雑入、自治総合センター交付金590万円は、歳出予算で説明いたしました各事業の補助率などに基づき計上しております。

15ページをお願いいたします。

20款1項2目民生債から9目災害復旧事業債までは、地方債の対象となる事業の財源としてその充当率に基づき計上しております。

9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、学校給食配送用車両の購入に際し車両の改装に約8カ月を要することから、来年度にまたがる車両購入契約を締結するため債務負担行為を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して規定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,049万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は107億7,574万1,000円となります。

以上で「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（仲田 強君） 次に、議案第30号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君登壇）

○健康推進課長（戎井大城君） 議案第30号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目13節委託料、270万円は、平成29年度介護保険制度改正並びに介護報酬改定に伴い介護保険システムの改修が必要なことから計上したものです。

次に8ページ歳入をお願いします。

7款1項5目その他一般会計繰入金、270万円は、介護保険システムの改修費に係る一般会計繰入金です。

1ページをお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億8,136万2,000円となります。

以上、議案第30号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（仲田 強君） 次に、報告第7号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」から、報告第13号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告7件及び議案第31号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第37号「負担付き贈与の受納について」までの議案7件並びに同意案第1号「固定資産評価員の選任について」の計15件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君登壇）

○総務課長（野村仁美君） 条例案等について説明いたします。

議案つづりをお願いいたします。

報告第7号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり2ページから4ページです。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正により案内標識番号に高速道路番号等が新しく追加され、現在ある非常電話、待避所、非常駐車帯、登坂車線、総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路の案内標識番号が変更され、平成29年2月24日に施行されました。土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例において、この案内標識番号を引用しておりますことから、条例の一部改正を平成29年3月27日に専決処分したとの報告です。

報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり5ページから14ページです。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が平成29年3月31日に公布されたことによる条例の一部改正について平成29年3月31日に専決処分したとの報告です。

主な改正内容としましては、第1条では市民税においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の額を扶養する者の所得によって逡減する見直しに伴う控除対象配偶者の定義変更及び肉用牛の売却による事業所得の課税の特例を3年延長し、平成33年度までとするもの。軽自動車税においては、グリーン化特例の対象を見直した上で2年延長するもの。固定資産税においては、保育の受け皿の促進のため、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育所の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の特例及び企業主導型保育事業に係る課税標準の特例について、わがまち特例の導入により特例割合を2分の1と定めるものとなっております。

また、第2条及び第3条では、軽自動車税の環境性能割の導入時期を消費税引き上げ時期の延長により、平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更になったことによる規定の整備を行うものとなっております。

報告第9号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり15ページから16ページです。

半島振興法及び半島振興法第17条の地方税の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、平成29年3月31日に公布されたことによる条例の一部改正について、平成29年3月31日に専決処分したとの報告です。

条例の内容としましては、製造事業用設備、農林水産物等販売用設備、旅館業用設備等を新設または増設した場合に、取得後3年間の固定資産税の税率1.4%を1年目10分の1、2年

目4分の1、3年目2分の1とする不均一課税の適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものとなっております。

報告第10号「専決処分した事件の報告について（固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり17ページから18ページです。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、平成29年3月31日に公布されたことにより、条例の一部改正について平成29年3月31日に専決処分したとの報告です。

条例の内容としましては、製造の事業、ソフトウェア業、旅館業の設備等を新設または増設し、取得価格が2,700万円を超える場合に取得後3年間の固定資産税の課税を免除するものを、対象業種のうち「ソフトウェア業」を過疎地域内において生産された農林水産物またはこれを原料もしくは材料として製造・加工もしくは調理したものを、店舗において主にほかの地域の者に販売することを目的とした「農林水産物等販売業」に変更するとともに、適用期限を平成31年3月31日まで2年延長するものとなっております。

報告第11号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり19ページから20ページです。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部改正について平成29年3月31日に専決処分したとの報告です。

条例の内容としましては、所得に応じて国民健康保険税の均等割及び平等割を7割・5割・2割とする軽減措置のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の場合は26万5,000円を27万円に引き上げ、2割軽減の場合は48万円を49万円に引き上げ、軽減措置の拡充をするものとなっております。

報告第12号「専決処分した事件の報告について（住宅使用料の債権放棄について）」議案つづり21ページから22ページです。

本議案の市営住宅使用料債権につきましては、個人1人、債権放棄額は昭和62年度15万4,800円、昭和63年度9万4,800円、合計で24万9,600円を平成29年3月27日に専決処分したとの報告です。

債務者は、県外において生活保護受給中であることから、平成28年2月に土佐清水市債権管理条例第13条第1号該当により徴収停止をしております。平成29年3月13日付で土佐清水市債権管理委員会において、同条例施行規則第10条に定める期間である1年を経過したことから、同条例第16条第1項第3号に該当するとして債権の放棄の決定がなされたものとなっております。

報告第13号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」議案

つづり 23 ページから 24 ページをお願いします。

本議案の水道使用料債権につきましては、平成 17 年度から平成 27 年度、債務者個人 3 人、法人 2 人、債権放棄額合計 4 万 1,723 円を平成 29 年 3 月 31 日に専決処分したとの報告です。

個人 3 人のうち 1 人は平成 26 年 12 月に死亡しており、債権放棄額は平成 19 年度分 1,826 円となっております。残る 2 人は行方不明となっております。1 人の債権放棄額は平成 22 年度 1,826 円、平成 23 年度 3,652 円、合計 5,478 円となっております。もう一人は平成 17 年度 4,565 円、平成 18 年度 1 万 956 円、平成 19 年度 1 万 43 円、合計 2 万 5,564 円となっております。3 人につきましては、平成 28 年 3 月に土佐清水市債権管理条例第 13 条第 3 号該当により徴収停止をしております。2 法人は平成 27 年に破産したもので、債権放棄額は平成 27 年度分それぞれ 5,912 円、2,943 円、合計 8,855 円となっております。平成 29 年 3 月 13 日付で土佐清水市債権管理委員会において、個人 3 人につきましては、同条例施行規則第 10 条に定める期間である 1 年を経過したことから、同条例第 16 条第 1 項第 1 号該当、2 法人につきましては、同第 3 号に該当するとして債権の放棄の決定がなされたものとなっております。

議案第 31 号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり 27 ページから 29 ページです。

雇用保険法等の一部改正が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、失業等給付内容が変更されたことに伴い国家公務員退職手当法の一部改正が同日公布され、失業者の退職手当について改正が行われました。条例においても失業者の退職手当を定めた第 10 条を改正するものです。

内容としましては、公務員は雇用保険を支払っておりませんので、失業手当はありません。そこで、退職手当と失業手当を比較して退職手当の額のほうが少ない場合に、この差額を支給する規定が第 10 条の「失業者の退職手当」であります。この失業手当を計算する上での給付日数において、激甚災害により雇用情勢が悪い地域として指定された場合に、給付日数を最大 120 日延長する等の改正がありましたので、条例の一部改正を行うものです。

議案第 32 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり 30 ページから 31 ページです。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正が、平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴う条例改正です。

内容としましては、育児休業の対象として条例で定めるもののうち、養子縁組により養親となることを希望する者を養子縁組里親とする改正及び保育所等入所できない待機児童となった場合に、育児休業の再度の取得及び育児休業の延長ができるよう特別の事情を追加する条例の

一部改正を行うものです。

議案第33号「土佐清水市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり32ページから33ページです。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い条例を一部改正するものです。

内容としましては、地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員の更新研修の時期と経過措置を明確にすることを目的に改正されたものです。

議案第34号「字の区域の設定、変更及び廃止並びに町の区域の変更について」議案つづり34ページから36ページです。

さきの3月会議におきまして、清水第三土地区画整理地域の住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法を街区方式とすることにつきまして議決を賜っておりますが、本議案につきましては、大字名を清水ヶ丘とする区域の設定及び大字清水字後口山、宇タキノ下、字笹原谷については区域を変更し、字本清水、字水呉については廃止、旭町、元町、天神町、幸町については区域を変更するものです。

この字の区域の設定、変更及び廃止並びに町の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第35号「債権の放棄について」議案つづり37ページです。

本議案の市営住宅使用料債権につきましては、債務者本人が26年3月に死亡後、相続人3人のうち2人は相続放棄、残る1人は生活保護受給中のため履行困難として、平成28年2月22日付で土佐清水市債権管理条例第13条第1号の規定に基づく徴収停止を行っており、現在においても同様の状況であることから、同条例施行規則第10条に定める期間である1年を経過したことから、平成29年3月28日付で土佐清水市債権管理委員会において、同条例第16条第1項第3号に該当するとして債権の放棄の決定がなされたものです。債権放棄額は平成11年度11万8,840円、平成12年度20万400円、平成13年度16万3,200円、平成14年度8万4,200円、平成15年度6,600円、平成17年度6万4,000円、平成18年度15万6,000円、平成19年度5万1,200円、平成20年度15万6,000円、平成21年度11万7,000円、平成25年度2万100円、合計113万7,540円の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第36号「債権の放棄について」議案つづり38ページです。

本議案の住宅新築資金等貸付事業による債権につきましては、債務者本人が平成9年12月に死亡後、一親等親族及び連帯保証人2人も死亡しており、平成24年5月には競売の申し立てを行い、競売配当金の受け入れがあったことから、高知県住宅新築資金等貸付助成事業費補

助金の対象となり、補助金518万9,000円を4月20日に受け入れております。償還残額から補助金を差し引いた459万6,809円の債権については、土佐清水市債権管理条例第16条第1項第4号に該当することから、債権放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第37号「負担付き贈与の受納について」議案つづり39ページから43ページです。

本議案につきましては、竜串エリア再開発に係る爪白キャンプ場等の用途に供するため、県有財産の贈与を受けるに当たり、贈与の条件として契約義務の不履行または違反した場合の契約の解除及び原状回復義務等が付されているため、負担付きの贈与の受納について、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決をお願いするものです。

同意案第1号「固定資産評価員の選任について」議案つづり44ページです。

さきの4月1日付の人事異動によりまして、固定資産評価員心得として税務課長が兼務をしておりますが、地方税法第404条第2項の規定によりまして、固定資産評価員に中山 優税務課長を選任する同意案です。

以上につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月19日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、6月14日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午前 11時17分 散 会